

平成 31 年度税制改正要望事項

公益社団法人福岡中部法人会
公益社団法人福岡西部法人会
公益社団法人博多法人会
公益社団法人筑紫法人会
公益社団法人東福岡法人会

全法連が提言した平成 30 年度税制改正要望事項に賛同いたしますとともに、平成 31 年度の税制改正について次のとおり要望いたします。

また、全法連の提言内容を、税制改正に反映させるため、政府税制調査委員会への全法連代表の参画を要望いたします。

1 法人税関係

(1) 中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ【継続・追加】

中小企業の軽減税率の引き下げについては、平成 23 年度第 2 次税制改正において一応実現はしましたが、軽減税率適用所得金額そのものについては、従来から議論されず、現行 800 万円については暫定的なものであり、本則化とさらなる引き下げを求めます。

また、経営努力している中小企業のために適用所得金額を 2,400 万円に引き上げることを求めます。

(2) 減価償却制度の簡素化と少額減価償却資産の取得基準額の引き上げ【継続・追加】

減価償却の適用資産と耐用年数等償却率が複雑化していることから、これらの減価償却資産の適用区分と償却率を簡素化することを求めます。

また、法人税法と租税特別措置法と合わせて三つある中小企業者に係る少額減価償却資産制度を事務処理及び償却資産管理の負担の軽減と効率化を図る観点から、統一して基準額を引き上げ 100 万円未満とすることを求めます。

(3) 交際費課税制度の廃止【継続】

交際費課税制度は、中小企業に限らず、実際に交際費として社外流失したものを損金としない理論的根拠が見いだせないとともに、経済の活性化の観点からも、損金不算入制度の廃止を求めます。

また、社会慣習上その支出を避けがたい慶弔費で、社会通念上相当と認められる金額については、交際費課税の対象から除外することを求めます。

(4) 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入税度の復活【継続】

労働協約や就業規則において退職給与や賞与を支給することが明確に規定されている場合においては、確実な支出が認められる負債として退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入を求めます。

2 所得税関係

(1) 不動産所得の負債利子の損益通算【継続】

土地に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に他の所得との損益通算が認められていません。

この取り扱いは土地取引を制限するバブル期の措置として設けられたものであり、また、所得の計算上、この負債利子も必要経費であって、他の経費と区分する理由もありませんので、損益通算が認められるようにすることを求める。

(2) 土地・建物の譲渡損失の損益通算【継続】

土地政策の観点から土地・建物の譲渡所得は、分離課税とされていますが、現在においては土地政策の背景が変化しており、むしろ譲渡所得を軽課して土地取引を促進すべき時期にあると認められます。また、損失を損益通算するのが所得税の本来の姿です。

このため、総合課税の譲渡所得と同様に損益通算ができるようにすることを求める。

3 相続税・贈与税関係

(1) 創設された事業承継税制の手続きの簡素化【新規】

この特例の創設については、長年の法人会の要望が認められたものと非常に評価.するところです。

しかしながら、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳に達する見込みであるのに対して、相続税・贈与の納税猶予適用の前提となる経営承継円滑化法の認定を受けた法人は平成28年435件、平成27年517件、平成26年190件にとどまっている。利用が低調な理由としては、改正は進んでいるものの手続きが複雑であることなどがあげられています。

したがって、この経営承継円滑化法の手続きの簡素化と複雑な手続きをカバーし救済する規定を設けるなど使いやすい方法とすることを求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の緩和【継続】

類似業種比準方式での1株当たりの利益の計算基準を3倍から1倍に引き下げた改正点は評価するところですが、類似業種比準方式の斟酌率を中会社及び大會社についても70%を50%へ引き下げる求めます。

また、純資産価額方式による評価に当たっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うことを求める。

(3) 保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ【継続】

保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされましたが、1,000万円まで引き上げることを求める。

(4) 相続税基礎控除の見直し

相続税基礎控除については、平成27年1月1日から現在の控除額（基礎控除3,000万円、法定相続人1人当たり600万円）に引き下げられましたが、少子

高齢化に伴い相続人数が減少していることから、引き下げ以前の控除額（基礎控除 5,000 万円、相続人 1 人当たり 1,000 万円）への見直しを求めます。

(5) 贈与税の配偶者控除の拡充【継続】

贈与税の居住用不動産の配偶者控除額 2,000 万円は、昭和 63 年以来据え置かれていますので、居住用不動産譲渡の特別控除と同様に 3,000 万円に引き上げることを求めます。

4 消費税関係

単一税率と請求書保存方式に改正することを求める。【継続】

5 地方税関係

個人住民税の一括納付【継続】

個人住民税の特別徴収について、納付先市町村が複数ある場合には特別徴収義務者の事務手続き簡素化のため、納付先市町村の明細書を添付して、その特別徴収義務者の本店所在地を管轄する市町村において一括納付ができるようにすることを求める。